

公認会計士・監査審査会の最近の モニタリング活動について

～「令和6年版モニタリングレポート」のポイント～

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課課長補佐

八 木 寛 志

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という）は、監査や会計の専門家はもとより、市場関係者、学生や社会人など一般の方々に対しても、監査事務所（公認会計士事務所又は監査法人）の状況等について分かりやすい形で情報提供するとの観点から、平成28年以降、年次で監査事務所に関する「モニタリングレポート」を公表している。

今般、監査事務所や被監査会社の概況に関するデータを更新したほか、審査会のモニタリング活動を通じて入手した最新の情報を追加するなど、審査会の令和5事務年度のモニタリングの成果等を盛り込んだ「令和6年版モニタリングレポート」（以下「本レポート」という）を取りまとめ、本年7月19日に公表したところである。本レポートには、内部監査人等が職務を行う上で有用な情報が多く含まれており、参考になれば幸いである。

本レポートの概要

本レポートは、「Ⅰ. 監査業界の概観」、「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」及び「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」の4部により構成されている。本稿では、各部の主なポイントを紹介するが、

紙幅の関係で紹介しきれなかった部分もあり、ぜひ、審査会ウェブサイトに掲載している本レポート全文（カラー図版）をお読みいただければ幸いである。

（注）「モニタリング」とは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングとは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など、検査以外の活動を指す。また「事務年度」とは、7月から翌年6月までの1年間を指している。

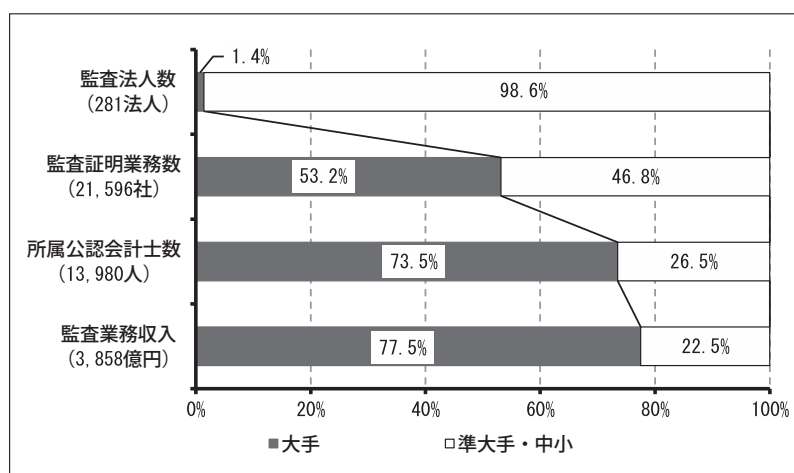
Ⅰ. 監査業界の概観

公認会計士、監査事務所、被監査会社等の状況を記載するなど監査業界の全体像を俯瞰している。

上場会社などに対する金融商品取引法又は会社法に基づく監査については、そのほとんどが5人以上の公認会計士からなる監査法人により行われており、監査法人（287法人、令和6年3月末）における現況をみると、引き続き、大手監査法人への集中が特徴としてみられる。

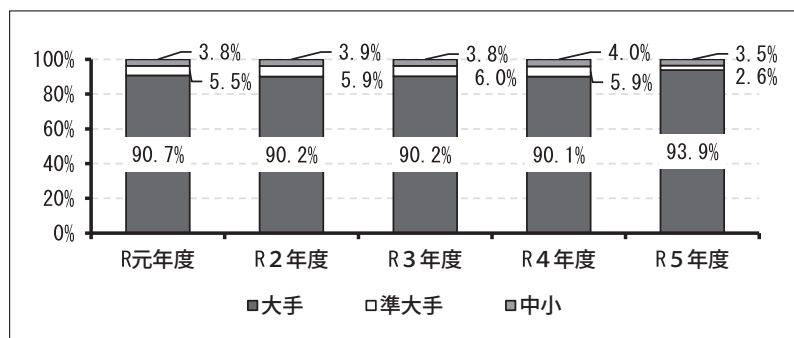
監査法人に所属している公認会計士のうち約7割が大手監査法人に所属しており、監査証明業務数では全体の約5割、監査業務収入では約8割近いシェアとなっている【図表1】。

【図表 1】 監査法人の分類別シェア（令和 4 年度）



（資料）令和 4 年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人（令和 4 年度末時点：281法人）から提出された業務報告書から集計

【図表 2】 会計監査人の規模別上場国内会社の時価総額の推移



（注）令和 5 年度は、PwC あらた有限責任監査法人（大手監査法人）と PwC 京都監査法人（準大手監査法人）が合併（PwC Japan 有限責任監査法人に名称変更：大手監査法人）したことにより、数値が変動している。

（資料）QUICK、取引所データより審査作成

（注）本レポートにおいて大手監査法人とは、有限責任あずさ監査法人、EY 新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及びPwC Japan有限責任監査法人をいう。各法人は、いわゆるBig 4（KPMG、EY、Deloitte及びPwC）と呼ばれるグローバルネットワークと提携している。準大手監査法人は、特に断りのない限り、大手監査法人に準ずる規模の仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人をいう。中小規模監査事務所は、大手・準大手監査法人以外の中小監査法人及び監査事務所をいう。

上場国内会社（3,930社、令和 5 年度末）の会計監査人は、大手監査法人の寡占状態となっており、会社数ベースでは約 6 割であるが、時価総額ベースでは約 9 割を大手監査法人が監査している【図表 2】。これは、時価総額の大きい会社ほど、業務の規模が大きく複雑で国際的なものが多いことから、その監査には、多数の監査人員と多様な専門能力が求められることとなり、大手監査法人以外では対応が困難であるためと考えられる。

なお、こうした大手監査法人の寡占状態は、米国・英国でも同様であり、主要な上場会社における監査業務のシェア（会社数ベース）でみると、日本97%、米国99%、英国91%となっている【図表 3】。

また、新規上場（IPO）国内会社に対する監査でも、大手監査法人のシェアは高い。令和 5 年12月期において、大手監

査法人は、新規上場国内会社97社（TOKYO PRO Marketへの上場を除く）のうち48社（約 49%）の会計監査人を務めている。なお、直近 5 年間ににおいては、準大手監査法人及び中小監査法人のシェアが増加する傾向にある。

【図表 3】 日本、米国及び英国での主要な上場会社における 4 大グローバルネットワークの監査業務シェア（会社数ベース）

	日本	米国	英国
4 大グローバルネットワークの割合	97%	99%	91%

（注）以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出

日本：日経225、米国：S & P 500、英国：FTSE 350

国際的な品質管理基準である「国際品質マネジメント基準第1号」(ISQM1)等の新設・改訂を踏まえ、令和3年11月に改訂された「監査に関する品質管理基準」(以下「改訂品管基準」という)では、監査事務所自らが、

- ① 品質目標を設定し、
- ② 品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③ 評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④ 不備があれば根本原因に基づき改善することなどを求める、リスク・アプローチに基づく品質管理システムが導入された。また、改訂品管基準は、監査事務所の品質管理システムに関する最高責任者に対し、少なくとも年一回、基準日を定めて品質管理システムを評価し、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しているかを結論付けることなどを求めている。

なお、改訂品管基準は、令和5年7月1日(公認会計士法上の大規模監査法人(直近の会計年度において監査証明業務を行った上場会社等の総数が100以上となっている監査法人)以外の監査事務所においては令和6年7月1日)以後開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査から適用されている。

大手監査法人及び一部の準大手監査法人は、グローバルネットワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、改訂品管基準に基づいて評価項目を追加した品質管理システムを整備・運用している。中小規模監査事務所は、令和5事務年度に実施した報告徴収(77事務所のうち、53法人を対象に集計)によれば、改訂品管基準について、約半数(45%)が体制・規程等の整備を進めていると

している一方、残りの約半数(55%)では、令和5年6月末時点で具体的な体制整備に着手していないとしている。

Ⅱ. 審査会によるモニタリング

(1) 審査・検査等のスキーム【図表4】

審査会は、その必要があると認める場合には、監査事務所や日本公認会計士協会(以下「協会」という)に対して、報告徴収や検査などのモニタリングを実施する。

審査会による審査、報告徴収及び検査の流れは、次のとおりである。

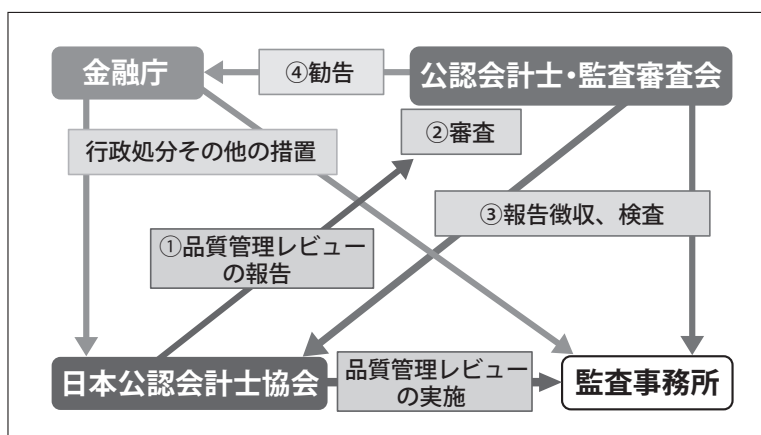
審査会は、①協会から品質管理レビューの状況報告を受け、②協会の品質管理レビューや監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査し、③必要があると認める場合には、協会や監査事務所等に対し、報告徴収や検査を実施して、④検査等の結果、必要があると認める場合には、金融庁長官に対し行政処分等の勧告を実施する。

(2) 検査の実施状況【図表5】

審査会は、審査及び報告徴収の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所等に対して検査を行う。また、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

監査事務所の規模により、検査の頻度は異

【図表4】 審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム



【図表5】直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）（単位：事務所数）

事務年度	R元 (注1)	R2 (注1)	R3 (注1)	R4	R5
大手監査法人	4 (2)	4 (2)	4 (2)	2	2
準大手監査法人	2	2	1	2	2
中小規模監査事務所	3	4	4	5	5
外国監査法人等（注2）	1	0	0	1	0
合計	10 (2)	10 (2)	9 (2)	10	9

（注1）括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載

（注2）外国監査法人等に対しても、適宜、報告徴収及び検査を実施

なっている。大手監査法人については、2年に一度検査（通常検査）を実施しており、平成28事務年度からは、通常検査の次事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップ検査を実施しているが、その目的から、原則として個別監査業務の検証を実施しないこととしている。なお、フォローアップ検査については、検査に代えて報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。準大手監査法人については、3年に一度検査を実施しているが、令和7事務年度からは検査の頻度を2年に一度としている。中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、必要に応じて検査を実施している。

（3）検査結果の通知

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して文書（検査結果通知書）を交付することにより行われる。検査結果通知書の主な記載項目は、①特に留意すべき事項、②検査の視点、③品質管理の維持向上に向けて監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置（品質管理態勢）の状況、④監査業務の実施（個別監査業務）の状況である。

上記①の「特に留意すべき事項」は、検査で認められた不備のうち重要と考えられるものを取りまとめたものであり、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の3項目で構成されている。

なお、検査を受けた監査事務所は、検査結

果通知書の内容及び不備への対応状況を監査役等に対して書面で伝達することが求められている（監査基準報告書260第16項、A31項）。審査会では、検査を受けた監査事務所に対し、「特に留意すべき事項」の記載内容については、記載内容をそのまま被監査会社の監査役等へ伝達するよう要請している。

（4）総合評価の記載

審査会は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて総合評価を付しており、監査事務所に対し審査会の評価を的確に伝えとともに、被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水準を適切に理解できるようにすることを目的として、平成28事務年度に着手した検査（通常検査に限る）から総合評価を検査結果通知書に記載している。

総合評価は、①「良好であると認められる（総合評価：1）」、②「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」、③「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）」、④「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」、⑤「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」の5段階に区分している。上記④と評価した監査事務所に対しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促すとともに、上記⑤と評価した監査事務所については、金融庁長官に対

し行政処分等の勧告を行うこととなる。

(5) 総合評価の状況

直近5年間の検査（令和元事務年度から令和5事務年度までの間に着手し終了した通常検査）における総合評価の分布状況は、【図表6】のとおりである。

総合評価のうち最上位の区分である「良好であると認められる（総合評価：1）」に該当する監査事務所はなく、監査事務所の業務運営状況に応じて、「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」以下の区分に分布している。中小規模監査事務所においては、大手監査法人や準大手監査法人と比べて総合評価の分布範囲が下方にシフトしているが、これは、中小規模監査事務所を検査する場合には、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある監査事務所を主に選定しているためである。なお、総合評価の低い中小規模監査事務所においては、最高経営責任者の品質管理に対する意識が十分でない状況がみられるほか、社員・職員において、会計・監査をめぐる最近の環境変化の認識や現行の監査の基準が求める監査手続の水準の理解が不足している状況がみられている。

(6) 審査会のモニタリングの視点及び目的等

審査会は、モニタリングの目的やその達成

に向けた考え方、各事務年度における重点事項等を公表している。第7期（令和4年4月～令和7年3月）審査会では、「監査事務所等モニタリング基本方針」（令和4年5月20日公表。以下「基本方針」という）を策定しており、その概要は以下のとおり。

監査事務所をめぐる環境が急速に変化する中、当該環境変化を踏まえた効果的・効率的なモニタリングの実施を通じて、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促すとともに、監査事務所における監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保に努める。特に、モニタリングの実施においては、①品質管理システムの円滑な導入に向けた監査事務所における準備・対応状況、導入後における整備・運用状況の確認・検証や、②監査の品質の確保・向上が急務と考えられる中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用を行う。

基本方針を踏まえ、「令和6事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、本レポートと併せて公表した。基本計画の概要は以下のとおり。

○モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）

① 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

【図表6】直近5年間の検査における総合評価の状況（単位：事務所数）

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる（総合評価：1）	-	-	-
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）	4	-	-
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）	-	2	3
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）	-	3	6
著しく不当なものと認められる（総合評価：5）	-	-	7

（資料）令和元事務年度から令和5事務年度の間に検査に着手し終了した監査事務所の総合評価を集計

審査会は、意見交換等を通じて、監査の品質の確保・向上に向けた対応等を協会に促してきているが、品質管理レビューが登録上場会社等監査人の適格性の確認手段として更に重要な役割を担っていくことに鑑み、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていく。

② 報告徴収

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、定期的に業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を収集し、分析する。中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収・分析し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すため、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。

報告徴収の実施に当たっては、業務管理態勢の実効性、改訂品管基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況（大規模監査法人）又は改訂品管基準への対応状況（大規模監査法人以外）、改正倫理規則の遵守状況、四半期報告書制度の廃止に伴う実務上の取組・対応状況等を重点項目とする。

③ 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

大手監査法人及び準大手監査法人の最高経営責任者を含む経営層との定期的な対話を通じて、最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、問題認識の共有を図る。また、上場会社監査等を担う中小規模監査事務所との対話についても引き続き実施する。

○検査基本計画

検査については、監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメントや、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性のほか、不正リスクや収益認識、会計上の見積りに係る監査の実施状況等を全ての監査事務所に対する共通重点項目とした上で、以下のとおり

実施する。

① 大手監査法人

原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施）。フォローアップ検査では、個別監査業務に対する検証は原則行わず、通常検査での指摘事項に対する改善施策の運用状況等について検証する（フォローアップ検査に代えて報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある）。

検査においては、特に、品質管理部門等による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況、被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査手続の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況などに着眼して検証する。

② 準大手監査法人

上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、3年ごとに実施していた検査を、令和7事務年度からは2年ごとに実施する。

検査においては、特に、最高経営責任者を含む経営層による監査の品質を重視する組織風土の醸成に向けた取組の状況や、品質管理部門と監査現場（事業部等）との連携の状況、品質管理部門等による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況に着眼して検証する。

③ 中小規模監査事務所

協会の品質管理レビュー結果等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討し、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることのほか、上場会社等監査人登録制度が導入されたことに鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

検査においては、特に、法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組のほか、社員・職員の職業倫理、独立性や法令等遵守に対する認識、監査調書の管理（不適切な修正等の防止を含む）の状況などに着眼し

て検証する。

Ⅲ. 監査事務所の運営状況

(1) 監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組

平成29年3月に策定された「監査法人のガバナンス・コード」(以下「ガバナンス・コード」という)は、公認会計士法の改正(令和4年5月)に伴う関連政府令(令和5年1月公布、4月施行)により、上場会社等の監査を行う監査事務所に対して、ガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制の整備が義務付けられたことから、中小規模監査事務所における受入れにも馴染む内容とすることなどを目的に、令和5年3月に改訂された。なお、体制整備の義務は、令和6年7月1日(大規模監査法人にあっては令和5年7月1日)以降最初に開始する被監査会社等の会計期間の開始日から適用されている。

ガバナンス・コードは、適用にあたって「コンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)」の手法によることが想定されており、ガバナンス・コードに示されている五つの原則に関して、いかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、各監査法人がそれぞれの特性等を踏まえて自律的に対応することが求められている。

ガバナンス・コードについては、大手・準大手監査法人の全てと中小監査法人のうち12法人が、その採用を表明している(令和6年3月31日時点)。大手・準大手監査法人では、全ての原則を適用しているが、中小監査法人では、一部の原則や指針を適用していないところが一定数あり、特に原則3と原則5において指針を適用しないとするものがみられる。本レポートにおいては、原則3「組織体制(監督・評価機能)」と原則5「透明性の確保」について、監査法人の取組状況を分析

している。

原則3については、独立性を有する第三者(以下「独立第三者」という)の活用による監督・評価機能の強化のための取組に関して、監査法人の規模・特性に応じて特色がみられる。

大手監査法人においては、監督・評価機関の会議に独立第三者が参加することを通じて情報提供を行い、独立第三者からの意見を受けるとともに、監督・評価機関や「指名」・「報酬」・「監査」の小委員会における独立第三者である外部委員の割合を高めることで、監督・評価機能の実効性を高めるための取組を行っている例や、公益委員会等の独立機関を別途設置し、内部委員等を通じて外部委員である独立第三者へ情報提供を行い、独立第三者から意見を受けるほか、最高経営責任者等と定期的に意見交換を行うための機会を設けている例がある。

準大手監査法人においては、公益委員会等の独立機関を設置し、独立第三者が当該機関の構成員になっているところが多いものの、「指名」・「報酬」・「監査」の小委員会等を設けていないことから、「指名」・「報酬」・「監査」の各プロセスにおける独立第三者の関与は、大手監査法人に比して限定的になっている。

中小監査法人においては、社員の相互牽制が働くとして、12法人中6法人が監督・評価機関を設置していないが、監督・評価機関を設置していない法人において、独立第三者を業務運営上の会議に参加させている例もみられる。

なお、独立第三者については、各監査法人の規模やガバナンス体制、組織の課題の下で、期待される知見や経験を持つ者を選任する必要があるとともに、監査法人からの独立性に加えて、監査法人の被監査会社からの独立性についても考慮する必要がある。大手監査法人及び準大手監査法人の独立第三者においては、一般事業会社の経営経験を持つ者の比率

が高く、中小監査法人の独立第三者においては、学識経験者を選任しているケースが多くみられる。

原則5については、監査法人が発行する「監査品質に関する報告書」等において、ガバナンス・コードの各原則の適用状況及び監査の品質の向上に向けた取組状況を説明しているが、監査法人の規模が小さくなるほど、記載項目や公表内容が簡略化される傾向がみられる。取組事例としては、

(ア) 大手監査法人：「監査品質に関する報告書」等を年次で発行するとともに、ウェブサイト上に公開している。組織体制、品質管理、人材育成、グローバルネットワークとの関係等について詳述しているほか、監査品質の指標（AQI）やテクノロジーの有効活用、非財務情報開示及び改訂品管基準への対応についての説明も充実している。また、前年度に認識した課題に対する対応結果及び次年度に取り組む課題を公表している例や、独立第三者の経営会議等への出席状況を公表している例もみられる。

(イ) 準大手監査法人：「監査品質に関する報告書」等を作成するとともに、ウェブサイト上に公開しているものの、大手監査法人より記載内容が簡略になっているところが多い。監査品質の指標（AQI）、人材育成プログラムや研修カリキュラムなどの計画的な人材育成等についての説明がないところもみられるが、監査へのテクノロジーの有効活用や非財務情報開示及び改訂品管基準への対応について説明を行っている例もみられ、品質管理に関する内部アンケートの結果など、監査の品質の向上に向けて構成員の現状評価を公表する例もみられる。

(ウ) 中小監査法人：ガバナンス・コードの採用を表明した12法人のうち

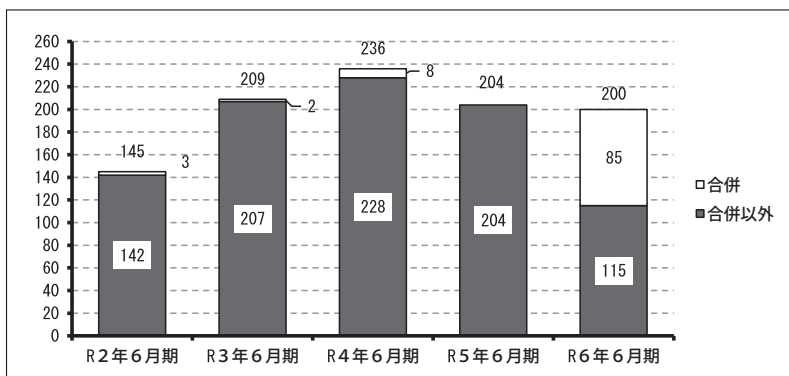
9法人が、「監査品質に関する報告書」等を発行しており、残りの3法人では、ウェブサイト上でガバナンス・コードの適用状況を簡潔に説明するにとどまっている。「監査品質に関する報告書」等又はウェブサイト上の説明においては、記載項目及び内容が準大手監査法人よりも簡略になっているところが多く、具体的な組織体制についての説明がない例もみられる。

(2) 会計監査人の異動

上場国内会社の会計監査人の異動状況をみると、令和6年6月期（令和5年7月から令和6年6月まで）は200件となった。このうち、監査法人の合併（85件）を除いた異動件数は、令和4年6月期をピークに減少傾向がみられる【図表7】。

会計監査人の異動状況（監査法人の合併を除く）を監査法人の規模別増減でみると、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所へ変更する傾向が続いている【図表8】。このような動きは、大手監査法人を主とした、監査報酬、監査リスク、業務遂行に必要な人員等を考慮した監査契約継続の検討や、被監査会社による、継続監査期間の長期化や監査報酬の相当性を考慮した会計監査人の選定が、一巡したことによるものと考えられる。

【図表7】 監査事務所を変更した上場国内会社数の推移（単位：件）



（資料）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

【図表 8】 規模別の総増減の状況（単位：件）

異動形態	R 5 年 6 月期	R 6 年 6 月期	増減
大手 → 大手	17	12	▲ 5
→ 準大手	26	10	▲ 16
→ 中小	85	40	▲ 45
準大手 → 大手	0	5	5
→ 準大手	1	0	▲ 1
→ 中小	17	11	▲ 6
中小 → 大手	5	4	▲ 1
→ 準大手	4	2	▲ 2
→ 中小	49	31	▲ 18
合計	204	115	▲ 89

（注 1）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の 6 月末までに後任監査人を決定している会社数を集計
（注 2）上表の数値には、監査法人の合併による異動は含まれていない。

上場国内会社は、会計監査人が異動する場合、その旨を直ちに開示しなければならず、異動を行うこととした実質的な理由やその経緯を具体的に開示することが求められている。

開示された異動理由をみると、監査報酬の増額提示や、事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性を理由とするケース、現任監査人の継続監査期間の長期化を考慮して他の監査法人と比較検討した結果、異動に至ったとするケースが多く、令和 6 年 6 月期においても同様の理由の記載が多い【図表 9】。

会計監査人の異動前後における監査報酬の状況をみると、より規模の大きい監査事務所への異動の場合には、監査報酬は増加するケースが多い。同規模の監査事務所への異動の場合には、約 4 割のケース（66 件中 27 件）で監査報酬が増加しているが、約 4 割のケース（66 件中 29 件）で監査報酬が減少している。より規模の小さい監査事務所へ

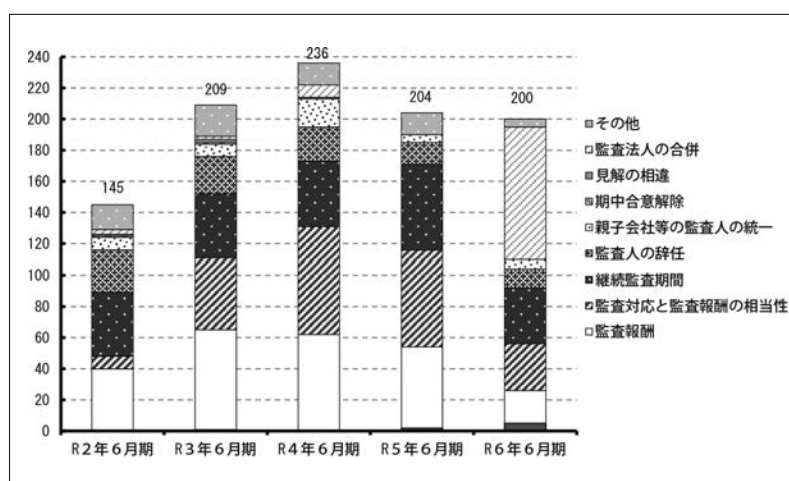
の異動の場合には、約 8 割のケース（126 件中 99 件）で監査報酬が減少しており、特に、大手監査法人から中小規模監査事務所への異動でみると、約 9 割のケース（85 件中 74 件）で監査報酬が減少している。

IV. 監査をめぐる環境変化への対応

（1）中小規模監査事務所をめぐる動向

近年、上場国内会社の監査において、中小規模監査事務所へ会計監査人を変更する傾向が続いており、上場会社監査の担い手として中小規模監査事務所の役割が高まっている。令和 4 年 5 月の公認会計士法の改正により、「上場会社等監査人登録制度」が導入され、上場会社の監査を行う監査事務所の登録は、令和 5 年 4 月 1 日以降、協会の「上場会社等監査人登録審査会」で行われている。上場会社等監査人登録審査会は、協会の会員 3 名と非会員 4 名で構成されており、登録の審査、登録取消の判断に更なる透明性・客観性が付与されることとなった。登録上場会社等監査人に対しては、改正公認会計士法施行規則において、情報開示のための体制やガバナンス・コードに沿って業務を実施する体制の

【図表 9】 上場国内会社の会計監査人の異動理由（単位：件）



（注 1）各期の 6 月末までに後任監査人を決定している上場国内会社の適時開示に基づき、審査会が集計
（注 2）複数の理由を開示している場合には、主と考えられる理由に分類している。

整備が求められており、令和6年7月1日（大規模監査法人にあっては令和5年7月1日）以降最初に開始する被監査会社等の会計期間開始日から適用されている。

協会は、①上場会社等監査人登録制度に伴う品質管理レビューを通じた適格性の確認、②中小規模監査事務所の情報開示の充実、③中小規模監査事務所の基盤強化の支援という三つの観点から、中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化へ対応している。

（2）会計監査に関する最近の動向

令和5年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立し、四半期報告書制度が廃止され、有価証券報告書提出会社に対し半期報告書の提出が求められることとなった。東京証券取引所は、同月、会計監査人による第1・第3四半期レビューは特定の場合にのみ義務とする「四半期開示の見直しに関する実務指針」を取りまとめ、令和6年3月、有価証券上場規程等を改正した。企業会計審議会は、同月、「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」を公表し、適正性に関する結論の表明の形式に加えて、準拠性に関する結論の表明の形式等を導入することとし、協会は、期中財務諸表に対するレビューの実務指針等を公表している。

（3）サステナビリティの開示及び保証の動向

令和5年1月に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正により、同年3月31日以後終了する事業年度の有価証券報告書等の「事業の状況」の中に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」という記載欄が新設された。会社は、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」並びに「指標及び目標」の記載のほか、人的資本の開示として、人材育成に関する方針と社内環境整備に関する方針、当該方針に関する指標の内容等の記載が求められた。

開示基準の検討については、国際的には、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（S1基準）及びIFRS S2号「気候関連開示」（S2基準）を令和5年6月に最終公表し、令和6年1月以後開始する事業年度から適用するとされている。国内では、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が、サステナビリティユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示の適用（案）」等を公表しており、令和7年3月末までに確定基準を公表する目標を示している。

サステナビリティ情報の保証については、欧州及び米国等では、具体的な時期や適用対象となる企業と共に、限定的保証を導入して合理的保証に移行する方向性が示されているほか、保証に関する基準の開発も進んでいる。国内では、金融審議会の下に設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が、令和6年3月に第1回会合を開催して議論を開始している。

保証に関する監査法人の対応をみると、大手監査法人は、監査法人自体、あるいはグループ会社が、サステナビリティ情報に関するアドバイザリー業務や任意の保証業務を行っているほか、保証業務の推進に向けた部署を設置して、監査関係部門と非財務情報に関する専門家の業務の連携を促進するとともに、監査関係部門の職員に実務経験を積ませている。そのほか、グローバルネットワークと連携して保証業務の手の体系的な開発するとともに、品質管理のための規定を策定しており、学習・実務を通じた必須研修プログラムも整備している。大手監査法人以外では、プロジェクト・チームを設定して情報収集や法人内研修を行っているところもあるが、取組の度合いはまちまちである。